

認定スキー指導員規程（暫定版）

平成23年11月1日 制定

（趣 旨）

第1条 本連盟教育本部規程に基づき、認定スキー指導員について必要な事項を定める。

（資格及び任務）

第2条 認定スキー指導員は、スキー指導者必携にステージⅠの範囲の指導に当たるものとする。

2 認定スキー指導員等は、認定指導員章を有料で交付を受け、着用するものとする。

（認定スキー指導員等検定会の実施）

第3条 認定スキー指導員等検定会（以下「検定会」という。）は、加盟団体の主管において養成講習・講習検定方式により実施する。

2 前項のほか加盟団体が認める条件（講師及び検定員）の整っている連盟スキー学校部へ委託することができる。

（公 示）

第4条 検定会の実施要項は、加盟団体等が公示する。

（検定員）

第5条 検定及び判定は、加盟団体長から依属された検定員資格を有する検定員2名が担当する。

（実施回数、会期）

第6条 検定会は、同一年度内において1回実施することを原則とする。

2 受検者は、同一年度内の受検を1回に限るものとする。

3 検定会の会期は、2日間を原則とし、受検者数の多少、天候の状況、その他特別の事情のあるときは、これを変更することができる。

（実施要領及び検定基準）

第7条 認定スキー指導員の検定会の実施要領及び検定基準は、次の各号に掲げるとおり定める。

（1）養成講習は、12時間とし、すべて集合講習とする。

（2）養成検定は、次のカリキュラムに準じて実施し、基礎理論はレポート方式とする。

① 実技内容、10時間（講習検定を含む）

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（登り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）

② 理論内容、2時間（理論テストを含む）

指導者理論、スキー指導の安全管理、指導方法論

（3）講習検定の評価

① 実技の評価は、「できる」、「できない」の判定を行い、「できる」が70%以上を合格とする。

② 理論の評価は、各課題のレポートを評価し、60%以上をもって合格とする。

- (4) 認定基準は、実技及び理論ともに合格した者を認定スキー指導員等に認定する。
- (5) 不認定者は、再度受検する場合においては、養成講習及び講習検定のすべてを再履修しなければならない。

2 認定者は、加盟団体が主管をする指導者研修会へ2年に1回、参加するものとする。

(受検資格)

第8条 受検者は、加盟団体に所属する受検年度の本連盟会員で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は、本連盟年度とする。

- (1) 受検する年の4月1日現在、18歳以上の者
- (2) 原則として、受検年度までに級別テスト2級を取得している者

2 本連盟の登録会員で、本連盟が認めた外国人

(受検手続)

第9条 認定を受けようとする者は、別に定める受検願書に必要書類を添え、準指導員検定の検定料と同額の講習検定料と共に実施団体へ提出しなければならない。

2 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、受検料の返却はしないものとする。

3 前第1項の必要書類とは、受検願書のほか、受検年度の本連盟会員証及び2級合格証等をいう。

(認定者の手続)

第10条 認定者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める指導員章代、公認料及び年次登録料等を認定時に納入し、次年度からの年次登録料を会員登録料等と共に納入するものとする。

(結果の報告)

第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を、担当責任者を経て、連盟会長へ2週間以内に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

補 足

※その他、義務、資格の停止、喪失等規程は公認スキー指導者規程に準ずる